

日本語教育の機会の拡充について (統計：高知県の在留資格別外国人数・労働者数 法務省、高知労働局)

令和3年6月
第2回 日本語教育推進会議資料

就労が認められる在留資格(専門的・技術的分野、技能実習)

在留資格	該当例	人数
外交	外国政府の大使	0
公用	外国政府の公務に従事する者及びその家族	0
教授	大学教授等	21
芸術	作曲家、画家、作家等	0
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	1
報道	外国の報道機関のカメラマン	0
高度専門職	ポイント制による高度人材	4
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	9
法律・会計事務	弁護士、公認会計士等	0
医療	医師、歯科医師、看護師等	13
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	1
教育	高等学校、中学等の語学教師等	126
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	132
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	13
介護	介護福祉士	0
興業	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	2
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等	67
特定技能	特定産業分野の各業務従事者等	22
技能実習	技能実習生	1,939

専門的・
技術的分野
の労働者数
391人被用者
(労働者)技能実習
の労働者数
2,209人

就労が認められない在留資格(資格外活動許可を受ければ就労可)

在留資格	該当例	人数
文化活動	日本文化の研究者等	3
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生	489
研修	研修生	2
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の子、配偶者	111

資格外活動
の労働者数
225人留学生
等児童
生徒等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例	人数
特定活動	外交官の家事使用人、ワーキングホリデー等	91

特定活動
の労働者数
71人

身分に基づく在留資格

在留資格	該当例	人数
永住者	永住許可を受けた者	960
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	293
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し、引き続き在留している実子	9
定住者	日系3世、 外国人配偶者の連れ子等	98

身分に基づ
く在留資格
の労働者数
546人児童
生徒等

入管特例法によって定める在留資格

在留資格	該当例	人数
特別永住者	1945年9月2日以前から引き続き日本に在留する者及びその子孫	392

地域
在住県内在住人数 **4,798人**(法務省 2020.6末現在)
県内外国人労働者数 **3,473人**(労働局 2020.10末現在)

県内に在住する外国人等

幼児、児童、生徒等



日本語教育の機会の拡充

小・中学校、高等学校、
特殊支援学校、夜間中学

留学生等



日本語教育の機会の拡充

大学・専修学校

被用者(労働者)



日本語教育の機会の拡充

各事業主・受入施設
(看護・介護、農林水産、製造業等)

【日本語教育の意義、目的】

- ・外国人等の子どもたちが生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り開くことができるようにすること
- ・日本人と外国人が共に学ぶことで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材育成や活力ある共生社会を実現に資すること

【機会の拡充ための施策】

- ・各種学校の受入体制の整備
- ・日本語指導、教科指導、生活指導、進路指導などの充実
- ・外国人等の子どもの就学促進

【日本語教育の意義、目的】

- ・留学生は、高度な知識・技能を身につけた専門性を有する人材であり、留学後に国内への定着・活躍を図っていくこと

【機会の拡充ための施策】

- ・職場等において円滑に意思疎通（コミュニケーション）を図るために必要な日本語能力の習得
- ・業務に必要な日本語能力の習得

【日本語教育の意義、目的】

- ・外国人労働者の増加が続くが、日本で働くためには、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において意思疎通を図ることが必要となること

【機会の拡充ための施策】

- ・職場等受入れ側の環境整備
- ・職務や専門分野に関する日本語の習得

県内に在住する外国人等

幼児、児童、生徒



留学生等



被用者(労働者)



日本語教育の機会の拡充

地域で生活する外国人



日本語教育の機会の拡充

日本語教育の機会の拡充

日本語教育の機会の拡充

地域の日本語教室

(ICTを活用した教育の場を含む)

【地域における日本語教育の意義、目的】

- ・外国人等が日本社会で生活していく上で必要となる日本語を身につけ、教育・就労・生活の場でより意思疎通が出来るようになることが必要であること

【機会の拡充のための施策】

- ・行政、国際交流協会、ボランティア等様々な者の役割分担、連携協力による推進
- ・各地域において実情に応じた日本語教室の開催
- ・日本語を教える人材やその質の確保

前回資料

日本語教育の機会の拡充

1 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

施策例	①公立学校における受入れ・支援体制の充実	→1-①
	②系統的な日本語指導を実践するための体制の整備	→1-②
	③外国人生徒へのキャリア教育等の包括的な支援	→1-④
	④公立高等学校入学選抜における特別な配慮	→1-④
	⑤障害のある外国人の子どもが適切な教育を受けられる措置	→1-②
	⑥全ての外国人の子どもの就学機会の確保	→1-③
	⑦全ての児童生徒が、多様な言語・文化・価値観を理解し、互いを尊重しながら学び合える環境づくり	→1-⑤
	⑧夜間中学の設置	→1-⑥

2 外国人留学生等に対する日本語教育

施策例	①留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みの展開	→2-①
	②留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援	→2-②
	③企業内定を得た外国人留学生の円滑な定着	→2-①, 2-, ②で対応

3 外国人等である被用者等に対する日本語教育

施策例	①日本人社員と外国人材との効果的なコミュニケーション	→3-①
	②専門分野に関する日本語学習機会の提供	→3-③
	③職業訓練として専門的な日本語習得の実施	→3-②
	④看護・介護部門における、専門分野の日本語能力向上	→3-③
	⑤技能実習生に対し、日本語能力の更なる向上の機会の提供	→3-②
	⑥定住者等身分に基づく在留外国人が、安定的な就職・職場定着を図れる取組	→4-②で対応

4 地域における日本語教育

施策例	①地域における日本語教育を推進する体制づくり	→4-①
	②日本語教室の実施及び支援	→4-②
	③日本語教育関連団体の支援	→4-③
	④地域日本語コーディネーター・ボランティアの育成	→4-④
	⑤関係機関への優良事例や国の施策動向等の周知	→4-①

国の基本方針で掲げられている施策例

項目整理 日本語教育の機会の拡充

1 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- ①公立学校における受入体制の整備
- ②日本語指導教員等の資質能力の向上
- ③就学機会の確保
- ④将来を見通したキャリア教育等の実施
- ⑤国際理解・国際親善教育の環境づくり
- ⑥夜間中学の活用

教育

2 外国人留学生等に対する日本語教育

- ①大学留学生に対する日本語教育等
- ②専修学校留学生に対する日本語教育

教育

↓
就労

3 外国人等である被用者等に対する日本語教育

- ①職場内でのコミュニケーション促進
- ②職業訓練としての専門的な日本語習得
- ③看護・介護人材への日本語教育

就労

4 地域における日本語教育

- ①地域における日本語教育の推進体制づくり
- ②日本語教室の開設、空白地域への対応
- ③先進的な取組への支援
- ④地域の日本語教育を担う人材育成

生活

整理

整理

整理

整理

